

岐阜県公報

目次

告示

特別保護地区の指定

(環境企画課)

ページ

号外(二) 令和三年十月十三日

告示

岐阜県告示第四百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和三年十月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名称	区域
安桜山特別保護地区	安桜山鳥獣保護区のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とされた森林の区域(市道一三三八号より北西側の森林の一部の区域を除く。)

二 特別保護地区の存続期間

令和三年十月十三日から令和十二年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

指定区分	指 定 目 的
身近な鳥獣生息地の保護区	当該区域を含む地域は、関市の中心部に位置し、南側は商店街、北側は区画整理された住宅地で、東西側も住宅密集地である。特に、当該鳥獣保護区の中でも安桜山を中心とする山林内は、緊急的に保護すべき動植物等の生息は確認されていないが、人里の自然に即し

た環境が成立している。また、当該山林内には、関市が管理する遊歩道や東屋等があり、市民の憩いの場として利用されている。これらのことから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する動植物の保護を図るとともに、市民の暮らしと密着した区域として、自然環境の保全に努める。

令和三年十月十三日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社